

大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

大阪府では、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって府民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、大阪府暴力団排除条例が平成23年4月1日から施行されます。

当財団におきましても、大阪府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するため、府の取扱いに準じて、工事等の受注に際して、当財団と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

事業者の方々におかれましては、本条例の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

具体的な内容については、下記をご覧ください。

記

1 対 象

- ・ 全ての契約（工事、測量・建設コンサル、委託役務、物品購入）を対象とし、契約金額が500万円以上となる事業者（元請負人及び下請負人等〔資材又は原材料等の納入業者を含む。〕）

2 様 式

- ・ 別紙（元請用・下請用）のとおり

3 提出期限

- ・ 元請負人は、入札公告において定める日時、又は契約の締結時に財団へ提出していただきます。
- ・ 下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、元請負人を通じて財団へ提出していただきます。

4 誓約書を提出しない場合に対する措置

- ・ 元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約の締結は行いません。

5 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

- ・ 元請負人が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収します。

6 誓約違反の措置を適用する範囲

- ・ 契約締結前、契約期間中にかかわらず誓約書の内容に違反した事実が発生した場合は措置します。（ただし、契約締結前であって、契約までに改善された場合を除きます。）

7 施行日

- ・ 平成23年4月1日（施行日以降、新たに当財団と契約を締結する事案について適用します。）

(元請用)

事業（業務）名：

誓 約 書

私は、財団法人大阪府タウン管理財団（以下、「財団」という。）が大阪府暴力団排除条例に基づき、工事その他の財団の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、財団の建設工事の請負契約、物品の購入契約その他の契約等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、財団から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が、財団から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると、財団が大阪府若しくは大阪府警察本部から通報を受け、又は財団の調査により判明した場合は、大阪府暴力団排除条例等に基づき、公表されることに同意します。
- 五 私が大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を財団に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると、財団が大阪府若しくは大阪府警察本部から通報を受け、又は財団の調査により判明し、財団から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

平成 年 月 日

財団法人大阪府タウン管理財団
理事長 松江伸二様

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者名
- ・代表者の生年月日

⑧

(下請用)

事業（業務）名：

契約の相手方：

誓 約 書

私は、財団法人大阪府タウン管理財団（以下、「財団」という。）が大阪府暴力団排除条例に基づき、工事その他の財団の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、財団の建設工事の請負契約、物品の購入契約その他の契約等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、財団から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が、元請負人を通じて財団へ提出されること及び財団から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると、財団が大阪府若しくは大阪府警察本部から通報を受け、又は財団の調査により判明した場合は、大阪府暴力団排除条例等に基づき、公表されることに同意します。
- 五 私が大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて、当該誓約書を財団に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると、財団が大阪府若しくは大阪府警察本部から通報を受け、又は財団の調査により判明し、財団から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

平成 年 月 日

財団法人大阪府タウン管理財団
理事長 松江 伸二 様

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者名
- ・代表者の生年月日

印

【参 考】

大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（府民及び事業者の責務）

第五条

（略）

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、府が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。
- 3 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を府に対し積極的に提供しよう努めるものとする。

（公共工事等からの暴力団の排除）

第十条 府は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方（以下「元請負人」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- 一 下請負人（公共工事等に係るすべての請負人又は受託者（元請負人を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- 二 元請負人又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

（公共工事等からの暴力団の排除に関する措置）

第十一条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
 - 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由なく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
 - 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
 - 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者